

## 第一次答申に向けた検討課題

## 「個々の文化財の保存活用計画」について

## 1. 中間まとめでの記載

個々の文化財について、文化財の保存・活用の考え方を明確化し、文化財の確実な継承を図るため、現在も国が指定する重要文化財建造物や史跡名勝天然記念物で作成を推奨している「保存活用計画」について、一層作成を促進することが必要。

このため、保存活用計画を法律上に位置付け、国・地方公共団体による計画作成への関与を制度上明確にした上で、所有者等の主体的・計画的な取組促進のための方策を検討することが必要。

## (保存活用計画作成による効果)

保存・活用の考え方や所有者等が主体的に行うことのできる範囲が明確となることや、文化財の保存・管理の的確性を向上し、必要な諸手続などをわかりやすくすること、保存・活用のために必要な事項等が所有者のみならず地域・行政にとっても目に見える形となり、支援強化が期待できることなどが考えられる。

## (保存活用計画に定めるべき共通的な事項)

文化財の現状（所在地・所有者・保存状況等）、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針などが考えられるが、文化財の種類、性質や個々の文化財の置かれる状況、整備・活用等の方針によっても定めるべき事項は異なると想定されるため、今後、文化財の種類・性質等に応じた検討が必要である。

例えば、

- ・重要文化財建造物や史跡名勝天然記念物については、先行して既に実施している取組を踏まえて検討を進めることが考えられる
  - (※) なお、天然記念物のうち、所有者が存在せず広域の移動を行う野生動物などについては、捕獲等の制限や継続的なモニタリング等は必要だが、所有者等による保存活用計画の作成にはなじまないと考えられる。
- ・美術工芸品については、その種類や性質などが大きく異なることを踏まえた上で、適切な管理や、今後の保存、修復、活用を図る計画を示すことが望しいことから、今後、検討を進める必要がある。
- ・これ以外の種類の文化財についても、他の文化財類型における取組も参考としながら検討することが必要である。

## (計画の円滑な作成その他今後の論点)

- ・保存活用計画を円滑に作成することができるよう、国は、運用指針を策定し、原則的

な考え方を示すことが必要である。

- ・保存活用計画の作成主体，作成に要する事務への支援の在り方，保存活用計画に基づく所有者の主体的・計画的な取組の促進方策等についても，個々の文化財の種類・性質に応じた検討が必要である。
- ・なお，長期にわたる公開・活用が保存活用計画上で明確となっているものは，個人所有の文化財であっても，公共の財産としての性質を強く併せ持つこととなる。そのような計画的取組が相続時にも継承されるよう，計画期間中の相続税について配慮するなど，制度設計と併せて検討すべきである。

## 2. 個々の文化財の保存活用計画に関する類型横断的な論点

検討においては、文化財の種類・性質等に応じた精査が必要であるが、類型を横断するような論点も想定され、例えば以下のとおり。

### ○ 計画を策定する単位について

基本的には、文化財指定1件当たり1計画としつつ、同一の所有者が複数の文化財を所有している場合や重複指定された文化財の場合は、全体として1つの計画とすることが考えられるのではないか。例えば、

- ・同一の所有者が複数の美術工芸品を所有している場合
- ・文化財建造物である社寺と社寺所有の美術工芸品がある場合
- ・史跡指定された敷地の中に文化財建造物がある場合や重要文化財に指定された建造物の中にある障壁画が重要文化財（美術工芸品）にも指定されている場合など

### ○ 所有者が変更した場合の考え方

所有者が変更となった場合、文化財の保存場所が変わって管理状況に変動があったり、保存・活用の方針が変わったりといった状況が予想され、新所有者において保存活用計画をそのまま継承するか、見直しをするかといった点も含めて検討する必要があると思われる。その一方で、文化財の保存や活用は長期的な目線で取り組んでいく必要があるものでもあり、作成された計画は、新所有者においてもできる限り継承していただくことが有効とも思われるが、そのような考え方で良いか。

### ○ 公表についての考え方

保存活用計画の策定によって所有者の行う範囲を明確にし、周囲も支援しやすくしていくという趣旨からすると、もし支障がなければ公表することが理にかなうものの、個人所有の場合や、防犯的な内容、図面などの詳細な資料等、通常は公表しない情報もある。考え方の整理が必要ではないか。

など